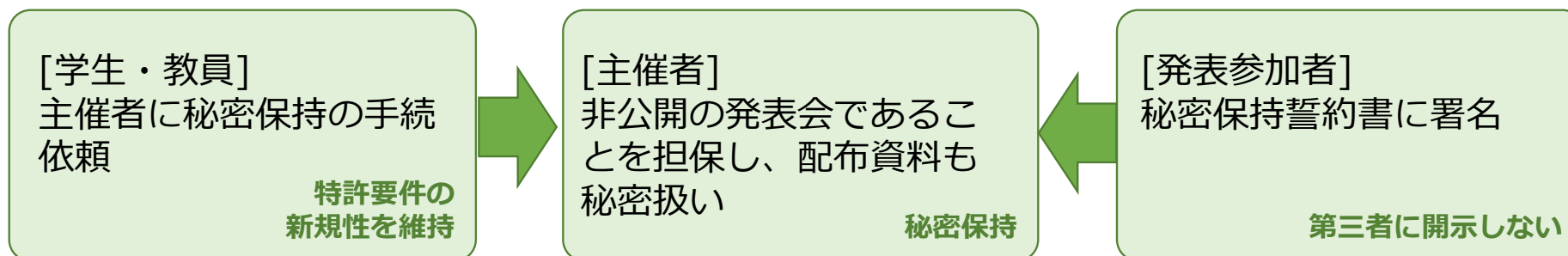


# 学内発表会での注意点 知的財産権が発生する研究成果がある場合

研究成果に企業等での事業化に繋がる可能性のある場合、学内発表会等での発表前に、まず特許出願をしておく必要がある

特許出願前に、国内外において、発明が、公然に知られ、公然に実施（生産、使用など）され、頒布された刊行物に記載され、またはインターネット上で公開された場合、特許を取得するための要件である「新規性」が失われ、特許は取れなくなる

特許出願が間に合わない場合は、秘密保持手続きの必要がある



- ・秘密とすべき情報と期間を確認
- ・発表および配布資料に明記
- ・案内に非公開と明記

## オンライン開催の場合

- ・不特定人がいる場所からの参加不可
- ・画面の録音・録画・撮影は禁止
- ・オンラインのセキュリティ上のリスクを考慮し、共同研究先に承諾を得る

【相談窓口】  
研究推進部連携推進課知財グループ  
[ksui-chizai@office.kobe-u.ac.jp](mailto:ksui-chizai@office.kobe-u.ac.jp)  
内線5392, 2391